

福知山市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

令和4年7月28日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 柴 田 実

監査結果報告

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象年度

令和3年度

3 監査の実施期間

令和4年5月30日から令和4年6月9日まで

4 監査対象部等

上下水道部 経営総務課、水道課、下水道課

市民病院事務部 総務課、医事課

大江分院 管理課

5 監査の方法

監査対象課等から提出された監査資料、関係書類帳簿等を抽出して審査し、関係職員の説明を聴取して実施した。

6 監査の結果

おおむね適正に執行されているものと認めたが、一部適正を欠くものが見受けられたので、下記事項について、措置を求めるべきものと決定した。

なお、指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を通知されたい。

市民病院事務部総務課（監査日 6 月 6 日から 9 日）

1 契約について

物品購入の入札において、代理人の氏名と押印がない入札書を有効としていたものがあつた。

2 財産管理について

行政財産使用料において、納期限が財務規則の規定と整合していないものがあつた。

市民病院事務部医事課（監査日 6 月 6 日から 9 日）

1 契約について

業務委託契約において、契約期間の設定が適切でないものがあつた。